

# 新潟公民館月報

昭和35年2月1日(毎月1回1日発行)

発行所 新潟県公民館連絡協議会  
(新潟市奇麗町、越後自治会館内)

発行人 丸山直一郎

(定価 一部 六円)

2月号 (84号)

## 公民館補助六千二百万円に

### 最終段階でようやく増額決定

#### 35年度分

昭和三十五年分の公民館に対する国庫補助は一月十三日大期の最終段階で、ようやく約三千三百万円の増額が決定し六千二百万円となった。その内訳は施設補助三千八百万円、設備費補助約二千四百万円である。なお、公民館にたいする補助はこれのほかに、既報の災害関係の昭和三十五年分として約六百八十万円が認められている。

【解説】  
であるが、年末以来の接渉経過の公民館補助六千二百万円は従来あらまほしきとおりである。の最高額(昭和二十八年度の四千 公民館の施設、設備にたいする三百万円)をはるかに上回るもの(国庫補助の増額ならびに団体補助



【しんけんな受調者たち】

【しんけんな受調者たち】  
であるが、年末以来の接渉経過の公民館補助六千二百万円は従来あらまほしきとおりである。の最高額(昭和二十八年度の四千 公民館の施設、設備にたいする三百万円)をはるかに上回るもの(国庫補助の増額ならびに団体補助

### 『運営演習』に頭をしぼる

#### 盛会だつ職員講習会

県教委、県公運主催、弥彦教  
委西浦公運後援による県公民館  
職員講習会は、一月十六日より  
三日間弥彦のや旅館におい  
て、受講者四十七名の参加のも  
とに開かれた演習及び講師は次  
のとおりであった。  
第一日、午後一時より  
。社会教育調査について  
千原大学助教授 福屋武彦  
午後七時より  
。映画鑑賞、日本の宝、みんな  
で作った公民館、つどいの家。  
第二日、午前九時より  
。社会教育十年の歩み  
。社会教育概論  
。公民館の調査について  
。公民館の諸問題  
。公民館運営演習(チェック  
リスト)  
。県社教主事 甲田敏郎  
。県公運、その他について、話  
合。  
司会 県公運副会長石井耕一  
午後二時、閉講式

の大蔵省の査定が第二次復活要求にたいしても、なお増額を認めないのにするものであったが、社会教育局と公民館関係者の熱意はようやく日本文教省を動かした。重要政策のなかにも公民館補助をよのけることになり、文部省、主腕部をべんたつとして大蔵省に強力に復活方を接渉されるまでに好転した。こうして年末ギリギリまで接渉を続けたが、新聞に報じているように、政府はついに最終決定を新年とも越したので、全公運では関係代議士の新年補選を機に各地元公民館関係者が協力方を懇話されるよう三十一日閣

次	公民館設置運営基準を告示	P 2
	近代建築を誇る婦人公館	P 3
	社会教育調査のすすめ方	P 4
	館報編集の技術	P 5
	公民館運営演習、設問	P 6
	実践記録を書く職員たち	P 7

### 2 1975

#### カント

(一七二四—一八〇四)  
カントはこの月死んだドイツの哲学者。形而上学の批判を課題として「純粋理性批判」によって独自の批判哲学を完成した。

係属県公運に電報で依頼した。予算接渉は一月四日から再開したが、五日には自民党文教部会の初会合があり、全公運ではとりあえず事務局長がいささかを兼ね、さうに協力方を懇請。七日には青ひ守田会長が上京して八、九両日にとりあつた。九日には丸山副会長も上京、要路の歴訪陳情を続けた。こうして、年末以来の努力は、ようやく美つて増額要求の見通しは五分五分という情勢にまでこぎつけた。こうして予算案は、大蔵省と覚政調会、各省大臣との接渉段階にはいつて、難航をきわめたことは新聞の報じているところである。公民館補助予算は、本誌めに近づいた十一日の大臣接渉に持ちこまれたが、復讐の接渉にかもかわらぬ大綱のみで予算額は十二日の次官接渉にもちこされ、十二日は深達したるまで撤回にわたつて大蔵省と接渉を重ねた結果、十三日大蔵省にいたつた、ようやく約三千三百万円の増額が決定したものである(全公運通電)。

永公運利のために

# 運営設置基準を告示

## 努力目標を示す

### 面積は三百三十平方メートル以上に

◎文部省告示第九十八号

社会教育法(昭和二十四年法律第七十七号)第二十三条の二の規定に基き、公民館の設置および運営に関する基準を次のように定める。  
昭和三十四年十二月二十八日

文部大臣 松田竹千代

#### 公民館の設置及び

##### 運営に関する基準

(趣旨)

第一条 この規程に定める基準は、公民館を設けし、及び運営するのに必要な基準を示すものであるから、公民館の設置者は、この基準に従い、公民館の水準の維持、向上を図ることに努めなければならない。  
(対象区域)  
第二条 公民館を設置する市町村は、公民館活動の効果を高めるため、当該市町村の小学校又は中学校の通学区域(児童又は生徒の就学すべき学校の指定の基準とされている区域をいう。)

人口、人口密度、地形、交通条件、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)を定めるものとする。

(施設)

第三条 公民館の建築物の面積は、三百三十平方メートル以上とする。ただし、講堂を備える場合には、講堂以外の建築物の面積は、二百三十平方メートルを下らないものとする。

第四条 公民館には、その事業に際し、次の各号に掲げる設備を備えるものとする。  
一、机、椅子、黒板およびその他の教具  
二、写真機、映写機、テープ式磁気録音再生機、蓄音機、テレビジョン受像機、幻灯機、ラジオ聴取機、拡音用増幅機およびその他の視聴覚教育用具  
三、ピアノ又はオルガンおよびその他の楽器  
四、図書およびその他の資料並びにこれらの利用のための器材器具  
五、実験、実習に関する器材器具  
六、体育およびレクリエーションに関する器材器具

(職員)  
第五条 公民館には、専任の館長および主事を置き、公民館の規模および活動状況に応じて主事の数を増加するに努めるものとする。  
六、公民館の館長および主事は、社会教育に關し、識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識と技術を有する者をもって充てるに努めるものとする。

(他の施設との連絡協力)  
第六条 公民館は、その事業の実施にあたっては、他の公民館、図書館、博物館、学校その他の教育機関および社会教育関係団体等と緊密に連絡し、協力するものとする。

四、事務管理に必要な施設(事務室、宿直室等)

(たは倉庫等)

3、公民館には、前二項に規定するもののほか、体育及びレクリエーションに必要な広場等を備えるに努めるものとする。  
4、第一項及び第二項に規定する施設は、公民館の専用の施設として備えるように努めるものとする。

(設備)

第四条 公民館には、その事業に際し、次の各号に掲げる設備を備えるものとする。  
一、机、椅子、黒板およびその他の教具  
二、写真機、映写機、テープ式磁気録音再生機、蓄音機、テレビジョン受像機、幻灯機、ラジオ聴取機、拡音用増幅機およびその他の視聴覚教育用具

三、ピアノ又はオルガンおよびその他の楽器

四、図書およびその他の資料並びにこれらの利用のための器材器具

五、実験、実習に関する器材器具

六、体育およびレクリエーションに関する器材器具

(職員)

第五条 公民館には、専任の館長および主事を置き、公民館の規模および活動状況に応じて主事の数を増加するに努めるものとする。

六、公民館の館長および主事は、社会教育に關し、識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識と技術を有する者をもって充てるに努めるものとする。

(他の施設との連絡協力)

第六条 公民館は、その事業の実施にあたっては、他の公民館、図書館、博物館、学校その他の教育機関および社会教育関係団体等と緊密に連絡し、協力するものとする。

七、公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力と援助を与えるに努めるものとする。

(連絡等にあたる公民館)

第七条 二以上の公民館を設置する市町村は、その設置する公民館のうち、一の公民館を定めて当該公民館の事業のほか、市町村の全地域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館で処理することが不適当と認められる事業を実施させることができる。  
2、前項に規定する公民館の設置以外の建築物の面積は、三百三十平方メートル以上とするに努めるものとする。  
3、第一項に規定する公民館は、第四条に規定する設備のほか当該公民館の館外活動および第一項の事業に必要な自動車その他の設備を備えるものとする。

(公民館運営協議会)

第八条 市町村は、社会教育法(昭和二十四年法律第七十七号)第二十九条第一項ただし書の規定により、二以上の公民館について一の公民館運営協議会をおくときは、これを前条に規定する公民館に置くものとする。

第九条 公民館の事業の円滑な実施を図るため、必要がある場合には、公民館に分館を設け、当該公民館の対象区域内における第一條の条件または当該公民館の事業の内容に応じて分館の事業を定めるものとする。

#### 録音教材の利用状況調

##### 査の実施(文部省)

文部省では、公民館活動において、録音教材がどのように生かされているか、その実験を知り、新しい社会教育活動の充実発展の一助とするため、全国の公民館二、二九七館について調査を行うことになりました。本調査所期の効果を上げられるよう、各公民館においても、格別の御配慮をお願いいたします。

#### 懸賞実践記録

松本十三雄氏宛入選

文部省・日本放送協会・全国公民館連絡協議会共催による第六回公民館活動実践記録は全国各地方からの応募作品四十七篇につき審査の結果、優劣をつけがたいものがあつたので、入選一編を設けることとしてつきのおり入選者を決定した。

特選 文部大臣賞  
視聴覚教育八年の歩み (1)  
広島県世羅郡世羅町大字本郷一丁目三〇、東大山公民館主事神田敬蔵(三三)

入選 NHK会長賞・全公連会長賞  
染しみつつ学舎視聴覚教材  
岡山県真庭郡久世町下、久世町公民館長山根定一(二〇)

視聴覚教材利用の実験と問題点  
秋田県秋田市中島新町三七、教育公務員山岡長助(二一)

視聴覚教材を講師に立立てて  
北海道津田郡中標津町中標津公民館主事吉井真(二二)

実践報告「市民映画会」  
新潟県原市金井町、公民館主事松本十三雄(二三)

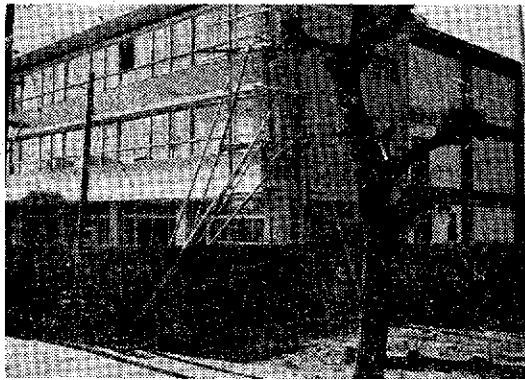
〇準入選 全公連会長賞  
映画による学習活動の実践事例  
大分県大分郡湯布院町川上五三〇、社会教育主事岩尾隆洋(二四)

〇へき地の社会教育に新しい息吹  
長崎県佐賀郡本町、社会教育主事山内正美(二五)

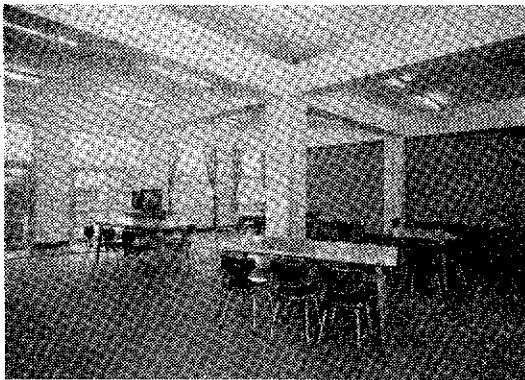
入選者には、近く東京で表彰式を行う予定。また入選作品および選外の一部は「月刊公民館」に逐次掲載発表する

# 近代建築を誇る婦人会館

青年の家の完成にひきついで、昨年十一月財団法人新潟県婦人会館も落成開館した。この婦人会館は、会員拠出一千五百万円(目標額)寄附金五百万円(同)県補助金五百万円等で成ったもので、鉄筋コンクリート三階建。延 983,162 平方米(二百九十七坪)の近代建築である。婦人教養講座の開催など、会員及び一般婦人の教養の向上、親睦、憩いの場としての役割を果すと共に、社会教育関係及び一般の集会にも開放している。



【婦人会館前景】



【会議室(食堂としても使える)】

## 使用料

区分	午前	午後	夜	昼	昼夜	
ホール	1,200円	1,800円	3,000円	3,000円	6,000円	
会議室	300円	400円	500円	700円	1,000円	
和室	12畳半	200円	250円	350円	450円	600円
	10畳					
	7畳半	150円	200円	300円	350円	500円
室	6畳	100円	150円	250円	250円	400円

## 宿泊料

区分	宿泊料	朝食	夕食
各室共	御1人 300円	御1食 100円	御1食 200円

# 公民館35年度予算

## 尽力を得た関係方面へ感謝の意を

公民館関係の予算は、別項のようによろしく増額を決定した。こゝまでくつむるためには、全国公民館関係者の一致協力としての努力によるものであるが、文部、大蔵両省関係者およびよく公民館に理解をよせられた衆参両院代議士の格別の協力を負うところが甚大である。

ついで、この際、できるだけ広く公民館関係者から助力を得た関係の各方面へ謝意を表すことが、国の施策を将来より増大させるうえに必要であると考えられるので、参議まで、その表領をつぎに掲げての配慮をお願いする。

- ① 各都道府県公連では、とりあえず、さきに協力を依頼された地元選出代議士および左記「宛先」に礼状を出していただきたい。
- ② 各公民館では、「官庁関係」と「国会関係」といふその選挙区田身者にお礼状を出すようお願いしたい。
- ③ 礼状はなるべく横罫(ハン書きでもよい)でお願いしたい。

宛先	氏名	役職	住所
松竹千代	文部大臣		文京区駒込林町一〇五
宮沢 喜一	文部政務次官		白井 莊一
稲田 浩助	文部事務次官		千葉市登戸町一ノ二四
福田 繁	文部省社会教育局長		坂町 道太
吉里 邦夫	同 社会教育施設主任		千代田区富士見町二九設庁舎
斎藤 正	同 官房長		麓尾 弘吉
天城 勲	同 会計課長		豊島区要町一ノ五三
宮城 茂	同 総務課長		加藤 精三
青岡 英一	大蔵省主計局次長		港区赤坂福吉町赤坂宿舎
大村 筆雄	同 主計局主計官		野田 卯一
▽国会関係宛先			谷川 和穂
大平 正芳			秀男
高石幸三郎			新宿区西落合一ノ二九三
			川口市本町四ノ一五七
			龜山 孝一
			世田谷区上馬町一ノ四三三
			近藤 鶴代
			千代田区紀尾井町一議員宿舎
			船田 中
			港区赤坂青山南町五ノ三三
			高見 三郎
			港区赤坂福吉町赤坂宿舎

その計画を変更して、市民会館建設計画を進めているのは、数年前から公民館関係の社教委や運営審議委員会等から中央公民館の新築を強く要望されていたため、今年度当初予算に公民館建築費として四百万円を計上し、不足分の四百万円は各種団体その他一般市民の寄附金によって公民館を建築する計画であった。

その計画を変更して、市民会館建設計画を進めているもので起債借入れの対象は充分にあてはまっているところから、貸付認可は年度内に決まるものとして期待されている。

来春市民会館建設へ(船尾)

皆川市長は起債借入れに奔走

船尾市では鉄筋コンクリート三階建の市民会館建設を計画している。厚生年金借付制度の起債二千万円(二十五カ年度償還)の借入れについて関係官庁に運動を行っているが、船尾市は織物産業に働く三千有余人の従業員をはじめその他の企業の従業員が厚生年金に加入しており、貸付対象にあてはまっており、起債は案に借られるものとみられているが、皆川市長は起債借入れが決つたら来春早々現在の中央公民館の建物をとりこわし、その後地に建設したいと意気込んでいます。

# 実践活動への確信を生みだす



【講義中の福尾武彦氏】

育ではない。考える自由がなければならぬ。

「カン」や思いつきによる社会教育の時代は去った。これからは科学的な調査による実践へのいそぎを売出し、次の発展を目指すなければならないだろう。千葉大学助教授福尾武彦氏の示された講義は、今後の公民館人訓練せられた課題でもある。

- 一、調査はなぜ必要なのか
  - ①地域の歴史および社会経済的構造の調査
  - ②地域の政治のしくみや自治体の行政の調査
  - ③個々の青年、婦人、成人の生活や要求の調査
  - ④から⑥までのことを調べてみる
  - ⑦これらはいま村の歴史としてながっていることがわかる。家族制度、部落の歴史、農村の歴史とつながっている。

たゞは選挙の行なわれる前に票読みができる。そういう仕組のなかに青年婦人の生活がある。行政の下うけや宣伝については社会教育ではない。考える自由がなければならぬ。

ないし、公民館は何をなすべきかをたしかめる必要がある。④各種の団体活動やサークルなど集団活動の調査  
青年団、婦人会、PTA等にあきらない人々は、目的をきまらかにした小集団を作った動機についている。これらと公民館の関係はどうあるべきかを考える必要がある。

⑧質問紙法(アンケート)文字による方法。一時に多くの

⑤生活史法(生活記録など)ラクカギノート、家計簿などを利用し、継続的歴史的事によるえなければいけない。⑥測定法

## 社会教育調査のすすめ方

千葉大学助教授 福尾武彦

四、調査はどんな手順ですめるのか  
①調査の結果から実践活動への発展的いそぎを作りだす。

の工夫が大切である。仮説や調査項目をきめるときに、予備調査をすすめるのは大いに有効である。  
①組織をきめる。調査委員会などが作られるのは望ましい。  
②予備調査にもとづいて仮説を検討し、設定する。  
③仮説をたてる。(原因と結果についての予測をたてる)  
④方法や項目をきめ、その配列をする。  
⑤整理のし方、時期などをきめ実施する。

五、結果をどう利用するか  
①結果の総括は委員会などで慎重に吟味する。  
②結果をみんなのものにするために、できるだけ早く印刷、有線などによって知らせる。  
③みんな看護婦さん、2巻、16分、一般成人、高校。病気がからぬためには、病気の予防と衛生心がけることが何よりも大事であり、よい看護には、正しい知識と技術が必要である。  
④北朝鮮贈還船(新編)体温計の扱い方(新編、上巻、下巻)の作り方(新編、上巻、中巻、下巻)

### 新しいフィルム案内

- ①村のおくろ、2巻、22分、よく要領のわからないのが現婦人学級、青年学級、一般、成実。このフィルムは、誰でもか人。家業が農業、本の場合、昔に準べ、しかも一寸した工場の農家では主人が中心になり、夫婦合理的なよい習慣のできる主婦は補佐的役割であるが、兼業農家で主人が別な職業を持つて、農業を片手間にするため仕事(農)の方は主人より、主婦の方に依存するようになるにどうか。人間の記憶実例、なり、労働も、主婦は、より大いなかかっているようである。
- ②若い娘たち、3巻、43分、一般成人、中巻、青年。集団就職で上京した三人の小店員を中心に住生活の実態を劇構成でえがいたもの。(下巻)
- ③うわさほひ、2巻、12分、一般成人、青年。うわさはなぜおこるか、ひらがていへるのか、うわさにはどう対処するかなどを、いへがの実験や挿話でユーモラスにえがき出している。(新編)
- ④みんな看護婦さん、2巻、16分、一般成人、高校。病気がからぬためには、病気の予防と衛生心がけることが何よりも大事であり、よい看護には、正しい知識と技術が必要である。(新編)体温計の扱い方(新編、上巻、中巻、下巻)の作り方(新編、上巻、中巻、下巻)

# 広報にも美人はある



【熱心に割付けの方法をきく】

見て美しく  
読みやすく  
わかりやすい

### ① 見て美しい

#### 印刷技術

・字面の小さい字をつかう。たとえば「電」と書くよりも「二」と書くより。

・行間を適当にする。二分あきが普通であるが、二分四分であれば理想的。

・見た目の感じ(ファースト・アタック)が人切。適当な白さと割合が必要。

### 企画——紙面構成

新聞と広報を比較すると

新聞	解説、論評	実用
ニュース	70%	30%
広報	解説、論評、実用	
ニュース	30%	70%

館報と一般広報を比較すると

館報	解説	実用
10	35	55
広報	解説	実用
ニュース20	35	45

右図のような比率が望ましい。

## 館報編集の技術

全公建事務局長 樋上 亮一

### ② 読みやすく

#### 編集技術

・編集とは如何に盛り込むかということではなく、いかに捨てるかということである。整理。一つの素材でもニュースとしてでも論評としてでもあつかえる原稿には、公文向条と書いておき行數計算を正確にする。

### 割付——整理技術

・庭をつくると同じで、変化をつけろ。

・カコミ(ケイで明かした記事)は全紙面に対し四分の一くらいのスペースが適当。総括感快なものを使用し、周囲を一字づつあけた方がよい。

・タタミ(ケイで囲まないが、かたちを整えた記事)も適当に入る。写真の紙面の装飾の意味と記事に語りきれない場合に用いる。

### ③ わかりやすい

#### 表現技術

・住民に現象を知らせるだけでなく判断の材料を提供する。

・ランダム法等により地域の学力能力を調査する必要がある。あ

る調査による全国的にみて平均小学校の五年生程度の学力であった。

・当用漢字(八百八十字)以外は用いないこと。

・ひらがな三分二に対し漢字は三分一くらいが読みやすい。むずかしい字やことばはつかわ

ないこと。たとえば「意識的」ということばならば「わざと」というふうに書き、矛盾という言葉は「むじゆん」とカクコを入るなどよくする。

・句読点を多く入れること。ほどよいセンテンスを保つ。(文章の区切りから区切りまで)女性のスカートのように長すぎても短かすぎてもいけない。平均六十字くらいが読みよい。

・改行を多くする。

・一行の字数は十三字ないし十五字くらいがよく、つかれが少く読みやすい。

## 寄贈ありがとう

10月20日～1月20日

- 日越公 町公 津川町公民館(津川町)
- 民館(長岡) 公 松葉寺町公民館(松葉寺町)
- り(長岡) 公 館報(小出町) 公 日越公 いかち(六日町) 公 刈取公民館(刈取村) 公 みさざ(水)
- 公民館 沢村公 里姫公民館(里姫)
- (王寺川) 村公 広報(かわにし) 公 山本 (高柳町公民館(高柳町))
- 便り(山 新生(八広瀬村) 松代(松代)
- 本公) しんき(深才公) 公民 町公 大鶴(二和村大鶴)
- 館(下山西公) 下山西(下山西) 公 柳島(柳島村) 公 中郷
- だより(六日町) 公 広報(中郷村) 公 ながち(名立町)
- (蕨市) 公 広報(牧村) 公 公民 館(小千)
- 館(小千) 公 公民館(小千) 公 公民 館(真野) 公 公民館(真野)
- 市) 小千谷市公民館(小千谷) 公 公民 館(白根) 公 公民館(白根)
- 谷市) 公 新井(新井市) 公 公民 館(新井) 公 公民館(新井)
- 市) 小千谷市公民館(小千谷) 公 公民 館(白根) 公 公民館(白根)
- 白根市) 公 公民館(白根) 公 公民 館(白根) 公 公民館(白根)
- 戸町) 公 公民館(戸町) 公 公民 館(戸町) 公 公民館(戸町)
- はくち(赤家) 公 公民館(赤家) 公 公民 館(赤家) 公 公民館(赤家)

トップのハンカチを3枚にした場合、ソテは一冊落して4号にする。

# 〔公民館運営演習〕設問

「あなたもやってみてください。」

〔解答は来月号に発表〕

職員講習会の最終日に行った「公民館運営演習」一チェック・リストについて統計をとったところ下図のような結果がでた。当日解答者の指摘により気づいたもので、設問の一言は意味の二重にとれるものもあつたりして、問題は必ずしも適当なものではなかったが、在職年数と解答成績は比例しなかったりしていて教えられるところが多い。これは福尾武彦氏の「社会教育調査について」の講義によれば測定法にあたるものである。各公民館でも自主的な方法で、運営審議員や職員間の調査に用いることなどもおもしろいと思う。設問の解答は来月号に掲載する予定。

- (設 置) ① 公民館を設置又は廃止した時、市町村の教育委員会は県教育委員会に報告しなければならない。……………はい—いいえ  
 ② 同一市町村に独立公民館を二以上つくってはいけない。……………はい—いいえ  
 ③ 市町村が公民館を設置する場合、条例を制定しなければならない。……………はい—いいえ  
 ④ 私人の建物を借りて市町村立の公民館を設置することができる。……………はい—いいえ
- (管 理) ⑤ 公民館の管理に関する事務は公民館が行う。……………はい—いいえ  
 ⑥ 公民館職員の任免は教育委員会が行う。……………はい—いいえ  
 ⑦ 公民館長に「公民館施設の使用に関する」事務を委任することができない。……………はい—いいえ
- (事 業 等) ⑧ 映画会を公民館が催す場合入場料は全面的に免除される。……………はい—いいえ  
 ⑨ 公民館で行う映画、演劇等が月平均4日以内ならば興行場法は適用されない。……………はい—いいえ  
 ⑩ 公民館に於て公葬、慰霊祭を行うことはできない。……………はい—いいえ  
 ⑪ 公民館が神前結婚を催してもよい。……………はい—いいえ
- (職 員) ⑫ 公民館長は運営審議会の推せんにより教育委員会が任命する。……………はい—いいえ  
 ⑬ 特別職の公民館長は現職のまま公職の選挙において立候補できる。……………はい—いいえ  
 ⑭ 教育長が公民館長を兼ねても兼職給の支給は受けられない。……………はい—いいえ  
 ⑮ 公民館職員は恩給制度の対象にならない。……………はい—いいえ  
 ⑯ 公民館職員は共済組合に加入できる。……………はい—いいえ  
 ⑰ 公民館に社会教育上事をおくことができる。……………はい—いいえ  
 ⑱ 学校の教員に公民館の仕事をしてもらっても給与を支給することはできない。……………はい—いいえ  
 ⑲ 公民館に館長の顧問をおくことができる。……………はい—いいえ
- (運営審議会) ⑳ 公民館には必ずしも運営審議会をおかなくてもよい。……………はい—いいえ  
 ㉑ 公民館運営審議会委員は館長が委嘱する。……………はい—いいえ  
 ㉒ 公民館運営審議会委員には報酬を支給してはいけない。……………はい—いいえ  
 ㉓ 公民館運営審議会委員が公民館の職員を兼ねることができる。……………はい—いいえ  
 ㉔ 教育委員会を公民館運営審議会委員に委嘱してもよい。……………はい—いいえ
- (施設設備) ㉕ 公民館でテレビを購入する場合、物品税は免除される。……………はい—いいえ  
 ㉖ 公民館に対する電気ガス税は非課税である。……………はい—いいえ  
 ㉗ 公民館建築に対する起債はもとめられない。……………はい—いいえ  
 ㉘ 公民館におけるテレビ、ラジオの受信料は免除される。……………はい—いいえ  
 ㉙ 公民館運営費の補助を国や県は直接公民館に交付できる。……………はい—いいえ  
 ㉚ 基準財政需要額の算定基準に公民館経費は見積られている。……………はい—いいえ

【在職年数別に見た成績】

設 問	在職年数	年 令				平均点
		1ヵ月 ～5 9名	6～11 6名	1年～ 2年 7名	2年 以上 8名	
設 置	4	3.0	3.5	3.6	3.0	3.3
管 理	3	2.3	2.2	2.0	1.9	2.2
事 業 等	4	1.7	1.3	1.4	2.1	1.6
職 員	8	4.1	5.1	4.6	4.1	4.5
運営審議会	5	3.7	4.7	4.1	4.2	4.2
施設々備	6	3.9	5.3	4.3	4.0	4.4
計	30点	18.7	22.1	20.0	19.3	20.0

【年令別に見た成績】

設 問	年 令	年 令				平均点
		18～22 6名	23～26 8名	27～35 8名	37以上 6名	
設 置	4	3.3	3.6	3.1	3.3	3.3
管 理	3	2.2	2.3	2.5	1.7	2.2
事 業 等	4	1.5	1.1	2.1	1.7	1.6
職 員	8	3.5	4.1	4.9	5.3	4.6
運営審議会	5	4.0	3.8	4.0	4.8	4.2
施設々備	6	4.2	3.8	5.3	4.8	4.5
計	30点	18.7	18.7	21.9	21.6	20.0





